

議案第八十号

杉並区上井草体育館外二施設の指定管理者の指定について
右の議案を提出する。

平成二十年十一月二十二日

提出者 杉並区長 山田 宏

杉並区上井草体育館外二施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、
公の施設の管理を行わせる者を左記のとおり指定する。

記

一 公の施設の名称

- (一) 杉並区上井草体育館
- (二) 杉並区上井草運動場
- (三) 杉並区上井草温水プール

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社東京アスレティッククラブ・東京フットボールクラブ株式会社・三菱電機ビ
ルテクノサービス株式会社共同事業体

中野区中野二丁目十四番十六号

三 指定の期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

(提案理由)

杉並区上井草体育館外二施設に係る指定管理者を指定する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、提出するものである。